

第2次宝塚市農業振興計画 (案)

令和3年（2021年） 月

宝 塚 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
（1）宝塚市農業振興計画策定委員会の開催	3
（2）アンケート調査の実施	3
5 農業を取り巻く情勢	4
（1）人口減少・少子高齢化	4
（2）新型コロナウイルス	4
（3）食料自給率	4
（4）経済連携協定	5
（5）都市農業	5
（6）スマート農業	6
（7）持続可能な開発目標（SDGs）	6
（8）国の農業政策	7
（9）兵庫県の農業政策	7
第2章 宝塚市の農業を取り巻く現状と課題	8
1 宝塚市の農業の現状と課題	8
（1）農地の保全・有効活用及び担い手の確保	8
（2）安定した農業経営の確立	12
（3）農地・農業に対する市民の理解醸成	16
2 宝塚市の農業振興施設及び農業関連イベント	18
（1）農業振興・農業観光施設	18
（2）農業関連イベント	21
第3章 宝塚市の農業がめざす姿	22
1 農業の将来像	22
2 計画の方向性	23
3 施策体系	24

第4章 農業振興策の展開	25
計画の方向性1 農業の持続的な発展	25
基本方針（1）次世代の担い手の確保	25
基本方針（2）地域に根づいた園芸（花き・植木）と農業（水稻・野菜・畜産）の推進	26
基本方針（3）農地や農業用施設の適正な維持管理	27
基本方針（4）有害鳥獣による農作物被害の防止	28
基本方針（5）都市農業の振興	28
計画の方向性2 農業の新たな価値創出の推進	29
基本方針（6）「農」を支える交流や農村への移住・定住等の促進	29
基本方針（7）農商工連携や異業種交流の取組の推進	29
基本方針（8）農地の新たな活用の取組	30
基本方針（9）新技術の導入の推進	31
計画の方向性3 「農」に触れ「農」を知る機会の創出	32
基本方針（10）「農」と触れる機会の創出	32
基本方針（11）「農」を知る機会の創出	32
基本方針（12）「花き・植木」に触れ、知る機会の創出	34
基本方針（13）地域の特性を生かした観光農業の活性化	35
第5章 計画推進にあたって	37
1 計画推進にあたっての各主体の役割	37
（1）農業者に期待される役割	37
（2）JA 兵庫六甲等関連団体に期待される役割	37
（3）市民に期待される役割	37
（4）行政の役割	37
2 計画の進行管理	38
参考資料	39
1 宝塚市農業振興計画策定委員会規則	39
2 宝塚市農業振興計画策定委員会委員名簿	40
3 計画策定の経過	41
4 ひょうご農林水産ビジョン 2030（概要版）	41
5 産業振興ビジョン（概要版）	42

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

今日、日本の農業は人口減少に伴う国内マーケットの縮小、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、グローバル化の一層の進展、頻発する自然災害やCSF（豚熱）^{*1}の発生、さらには、新型コロナウイルス感染症などの新たな課題に直面しています。

国は、農業と農村を維持し、いかに次世代へ継承するかが課題であるとの認識のもと、「第5期食料・農業・農村基本計画^{*2}」を策定しました。

兵庫県（以下「県」という。）は、都市近郊の立地等の強みを生かし、地域の経済と雇用を支える農業の基幹産業化が必要として、「ひょうご農林水産ビジョン2030^{*3}」を策定しました。

都市農業をめぐっては、「都市農業振興基本法^{*4}」は、国の施策が及ぶことの少なかった都市農業の振興を国の責務として明記し、県は「兵庫県都市農業振興基本計画^{*5}」を策定し、都市農業が持つ様々な可能性を広げ、その豊かさを農業者と都市住民がともに享受して未来につなげられるよう都市農業のめざす姿を示しています。

宝塚市（以下「本市」という。）では、農業の将来像『市民とともに「守り・育む宝塚の農」』の実現に向けて、具体的施策をまとめた「宝塚市農業振興計画」（以下「第1次計画」という。）を平成24年（2012年）3月に策定し、農業振興施策に取り組んできましたが、その後、農業者の後継者不足と高齢化は一層進み、営農環境は厳しさを増しています。

このような状況の変化や課題を早期に対応し、本市農業の振興の方向性やその実現に向けた取組と目標を明確にするため、令和3年度（2021年度）から10年間を計画期間とする「第2次宝塚市農業振興計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、本計画は、「六次産業化・地産地消法^{*6}」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」及び「都市農業振興基本法」第5条に基づく「宝塚市都市農業振興計画」を兼ねるものとします。

^{*1} CSF（豚熱）は、CSFウイルスの感染による豚とイノシシの病気です。強い伝染力と高い致死率が特徴で、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されています。このため、発生した農場では、飼養豚等を対象に防疫措置を行うこととされています。

^{*2} 食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされており、第5期計画は令和2年（2020年）3月31日に閣議決定されました。

^{*3} ひょうご農林水産ビジョン2030は、ビジョン2025策定後の社会情勢の変化に対応して、兵庫の強みを最大限に活かした持続可能な力強い農林水産業を展開するため、令和3年（2021年）3月にビジョンが改定されました。

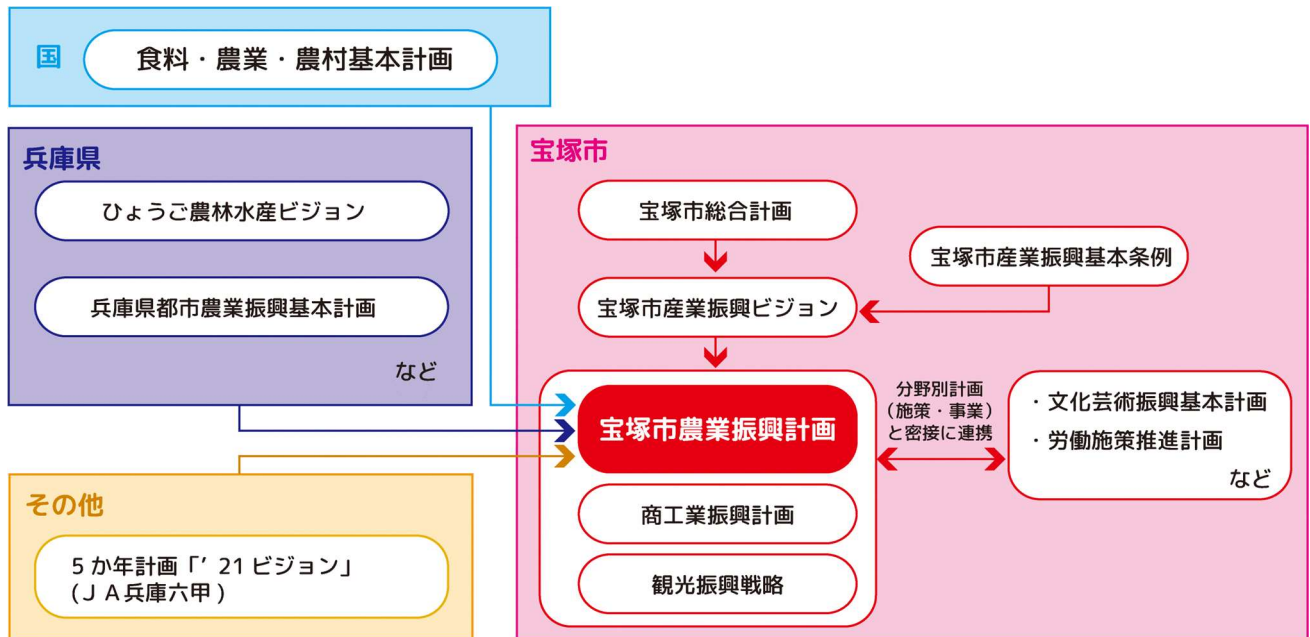
^{*4} 都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図り、もって良好な都市環境を形成するため、平成27年（2015年）4月22日に策定されました。

^{*5} 兵庫県都市農業振興基本計画は、都市農業に対する住民評価の高まりや開発圧力の低下、「都市農業振興基本法」の制定等の情勢変化に対応した新たな都市農業振興の基本方針を策定するため、平成28年（2016年）11月に策定されました。

^{*6} 六次産業化・地産地消法は、農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」に関する施策と地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消等」に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業の振興等を図ることをめざし、平成22年（2010年）12月3日に公布されました。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」並びに県の「ひょうご農林水産ビジョン」及び「兵庫県都市農業振興基本計画」を受けて、今後の本市の農業のあり方や取り組むべき具体施策を示すもので、「宝塚市総合計画」及び「宝塚市産業振興ビジョン」を上位計画とし、関連計画との整合を図りながら進めるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間とします。

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
国	「食料・農業・農村基本計画」				第5期 R2(2020)～R6(2024)										
兵庫県	ひょうご農林水産ビジョン				R3(2021)～R12(2030)										
	兵庫県都市農業振興基本計画				H28(2016)～R7(2025)										
宝塚市	宝塚市総合計画				第6次 R3(2021)～R12(2030)										
	宝塚市産業振興ビジョン				R3(2021)～R12(2030)										
	宝塚市農業振興計画				第2次 R3(2021)～R12(2030)										

4 計画の策定体制

(1) 宝塚市農業振興計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、広く関係者の意見を反映するため、市民、学識経験者、公共的団体等の代表者、関係行政機関の職員などで構成する「宝塚市農業振興計画策定委員会」において検討・審議を行いました（39 ページ「参考資料」参照）。

(2) アンケート調査の実施

① 農業者に対するアンケート調査

営農計画書を本市へ提出している農業者を対象として、郵送によるアンケート調査を実施しました（実施時期：令和元年(2019 年)11 月、配布数：836 件、回収数：337 件、回収率：40.3%）。

② 消費者に対するアンケート調査

本市在住の 18 歳以上の市民を対象として、郵送によるアンケート調査を実施しました（実施時期：令和元年(2019 年)11 月、配布数：500 件、回収数：183 件、回収率：36.6%）。

また、農産物を購入した消費者（スーパーマーケット及び農産物直売所（西谷夢市場））を対象として、対面によるアンケート調査を実施しました（回収数：179 件）。

5 農業を取り巻く情勢

(1) 人口減少・少子高齢化

国立社会保障・人口問題研究所^{*7}「日本の将来推計人口（平成 29 年(2017 年)推計)」によると、我が国の総人口は、平成 20 年(2008 年)をピークに減少が続き、令和 22 年(2040 年)には、平成 27 年(2015 年)の約 1 億 2,709 万人から約 1 億 1,091 万人に減少し、年齢別では年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少する一方、老年人口（65 歳以上）は増加すると推計されています。人口減少や少子高齢化の進行は、食料消費量や労働力など、農業に対しても大きな影響を及ぼすことが予想されます。

本市においても、これまで人口増加が続きましたが、平成 27 年(2015 年)国勢調査で減少に転じ、大きな転換点を迎えました。今後は、更に人口減少が進むとともに、高齢化率が国や県平均より高い水準で上昇を続け、令和 7 年(2025 年)頃には約 3 人に 1 人が高齢者となり、高齢者人口は令和 27 年(2045 年)頃にかけて年々増加を続け、令和 32 年(2050 年)頃に高齢化率が最も高くなることが予測されています。

(2) 新型コロナウイルス

国内においても、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によって、インバウンド需要が激減しています。さらには、令和 2 年(2020 年)4 月及び令和 3 年(2021 年)1 月、4 月の緊急事態宣言を受けての外出自粛による外食需要の落ち込み、生産・供給体制の見直しによる過度な海外依存から国産・国内回帰の流れ、都市集中の暮らしから田園回帰の機運の高まりに伴う二地域居住や楽農生活^{*8}実践への行動の活発化など、ポストコロナ社会に向けた動きが始まっています。

(3) 食料自給率

近年、我が国の食料自給率は、供給熱量^{*9}ベースは 30%台後半で横ばいですが、長期的には低下傾向で推移しています。これは、食生活の多様化が進み、国産で需要量を満たすことのできる米の消費量が減少する一方、飼料や原料を海外に依存せざるを得ない畜産物や油脂類の消費量が増加したことが主な要因と考えられます。

世界の食料需給は長期的にひっ迫することが懸念され、食料の多くを海外に依存している我が国では、食料安全保障の観点からも食料自給率の向上が望まれます。国では、「第 5 期食料・農業・農村基本計画」において、食料自給の目標を令和 12 年度(2030 年度)に供給熱量ベースで 45%と目標に掲げています。

^{*7} 国立社会保障・人口問題研究所は、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関です。

^{*8} 楽農生活とは、農作業体験や農山漁村との交流を通して、もっと「食」や「農」に親しみ、より人間らしい暮らしを送ろうという、兵庫県が提唱する新たなライフスタイルのことです。

^{*9} 供給熱量とは、食料における供給熱量とは国民に対して供給される総熱量をいい、摂取熱量とは国民に実際に摂取された総熱量をいいます。一般には、前者は農林水産省「食料需給表」、後者は厚生労働省「国民健康・栄養調査」の数値が用いられます。両者の算出方法は全く異なることに留意する必要がありますが、供給熱量は流通段階も含めて廃棄された食品や食べ残された食品も含まれているため、これと摂取熱量との差は、食品の廃棄や食べ残しの目安とされます。

(4) 経済連携協定

①環太平洋パートナーシップ協定 (TPP)

環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) は、アジア太平洋地域において幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定であり、平成 30 年(2018 年)12 月 30 日に参加 11 か国により発効しました (TPP11)。

②日本・EU 経済連携協定 (日 EU・EPA)

日本・EU 経済連携協定 (日 EU・EPA) が、平成 31 年(2019 年)2 月 1 日に発効しました。これにより、世界の人口シェアの 8.6%に相当する 6 億 4 千万人を抱え、世界の GDP^{*10}シェアの 28.4%に相当する 21 兆 4 千億ドルの経済圏が誕生することとなりました。

③日米貿易協定

世界の GDP の約 3 割を占める日米両国の 2 国間貿易を強力かつ安定的で互恵的なかたちで拡大するために、一定の農産品と工業品の関税を撤廃または削減する日米貿易協定が、令和 2 年(2020 年)1 月 1 日に発効しました。

(5) 都市農業

①都市農業振興基本法の制定

平成 27 年(2015 年)4 月に「都市農業振興基本法」が施行され、平成 28 年(2016 年)5 月に同法に基づき国が「都市農業振興基本計画」を策定し、従来「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を都市に「あるべきもの」へと位置づけしました。加えて、都市農業の振興に向けた施策の方向性等が示されるとともに、地方公共団体においても都市農業振興計画の策定が求められています。

②生産緑地制度の改正

平成 29 年(2017 年)6 月に施行された改正「生産緑地法」は、生産緑地^{*11}地区の下限面積をこれまでの一律 500 m²から市町村が条例を定めることにより 300 m²まで引き下げることが可能としたほか、指定後 30 年経過後も生産緑地として保全できる特定生産緑地制度の創設や生産緑地地区内に直売所や農家レストラン等を設置できるようになりました。併せて、同一または隣接する街区内の複数の農地を一団の農地として生産緑地地区に指定できるようになるなど生産緑地制度の運用見直しが図られました。

また、平成 30 年(2018 年)9 月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」は、対象となる都市農地を生産緑地に限定した上で、都市農地の持つ多面的な機能を発揮する取組を行うこと等を要件に、農地法の法定更新等が適用されない貸借や、市民農園の開設が可能となりました。

^{*10} GDP (Gross Domestic Product) とは、国内において一定期間 (通常 1 年間) に生産された財貨・サービスの付加価値額の総計 (国内総生産) をいいます。国内の経済活動の水準を表す指標となります。

^{*11} 生産緑地とは、農業を継続することを条件に、固定資産税・相続税等の税務上のメリットを受けることのできる農地のことであり、生産緑地地区は、都市計画法によって指定された市街化区域内の農地をいいます。

③農地の都市緑地としての位置づけ

改正「都市緑地法（平成 29 年(2017 年)6 月施行）」では、農地が「緑地」と明確に位置づけられました。農地は、食料生産だけではなく防災空間、水源かん養^{*12}、ヒートアイランド現象^{*13}などの都市気象の緩和、都市景観の形成や住民の交流・レクリエーション・学習の場であるとともに、多種の生きものが生息し、生物多様性の観点からも重要な役割を担っています。このため、農地を都市部に欠かせない緑地空間として保全し、多面的機能を維持する必要があります。

（６）スマート農業

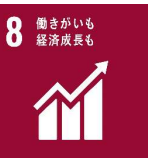
AI^{*14}、IoT^{*15}、ロボット技術等の先端技術を活用し、省力、高品質生産を可能にする新たな農業「スマート農業」の実現に向けて、さまざまな研究開発等が進められています。

また、AI、IoT 技術は、ロボット、ドローン、カメラ、センサー等と融合することで、高度で精緻な農業生産や農作業の軽労化を実現し、これまでの農業の姿を大きく変えていくことが期待されています。研究開発が進む中、今後の生産現場での活用に向けて注視していく必要があります。

（７）持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が全会一致で採択されています。SDGs は、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会をめざす世界共通のゴールとして、17 の目標とその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成されています。

目標 2（飢餓）、目標 3（保健）、目標 8（成長・雇用）、目標 9（イノベーション）、目標 12（生産・消費）、目標 15（陸上資源）など、SDGs の目標に向けて、農業分野におけるアプローチも期待されます。

目標 2 （飢餓）	目標 3 （保健）	目標 8 （成長・雇用）	目標 9 （イノベーション）	目標 12 （生産・消費）	目標 15 （陸上資源）
					
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	持続可能な生産消費形態を確保する。	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

※農林水産省ホームページより作成

^{*12} 水源かん養とは、水田に貯えられた水は、地下に浸透して、地下水（浅い層）の涵養源となります。この地下水は河川に還元され、河川の水量調節の働きもしています。

^{*13} ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。

^{*14} AI（Artificial Intelligence）とは、学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピューターで実現する技術のこととで、人工知能ともいいます。

^{*15} IoT（Internet of Things）とは、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてつながり、相互に情報交換をする仕組みのことです。

(8) 国の農業政策

「食料・農業・農村基本計画」は、我が国の農業・農村が、経済社会の構造変化等に的確に対応し、その潜在力を最大限発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取組を進めるための指針となるものであり、令和2年(2020年)3月には、「第5期食料・農業・農村基本計画」として、食料・農業・農村基本法に基づき策定されました。

新たな基本計画のポイントとして、「①農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進、②中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ、③農林水産物・食品の輸出を令和12年までに5兆円とする目標を設定、④関係府省などと連携し、農村振興施策を総動員した「地域政策の総合化」、⑤食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成」が掲げられており、これらに向けた取組の効果が高まるように、関係府省や地方公共団体などと連携し、生産基盤の強化と多面的機能の発揮を図っていくこととされています。

(9) 兵庫県の農業政策

①ひょうご農林水産ビジョン 2030

「ひょうご農林水産ビジョン」は、県の農林水産業・農山漁村に関する各種施策の基本となる計画であり、すべての県民の食と「農」に関する行動指針となるべきものであり、令和3年(2021年)3月に「ひょうご農林水産ビジョン 2030」が改定されました。

2030年を想定した農林水産業・農山漁村のめざす姿を「^{みけつくに}御食国ひょうご 令和の挑戦 ～都市近郊の立地を生かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展～」とし、2030年に向けて展開する施策の結果がより発揮できるよう、施策の対象者毎に「生産者を対象とした政策(産業施策)、地域住民を対象とした政策(地域政策)、広く県民(生活者)を対象とした政策」の3つに区分し、「①基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開、②県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出、③「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実」の3つの基本方向を定めました。

②兵庫県都市農業振興基本計画

県では、平成22年(2010年)2月に「都市農業推進方針」を策定し、阪神地域特定市の市街化区域内農地を本拠とする農業に重点を置いて、都市農業振興を図ってきましたが、情勢変化や都市農業振興基本法の成立に対応した新たな都市農業振興の方針が必要となってきたことから、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じ、農業者と地域住民が共存することによって、都市農業が将来にわたり安定的に継続されることを目的として、平成28年(2016年)11月に「兵庫県都市農業振興基本計画」が策定されました。

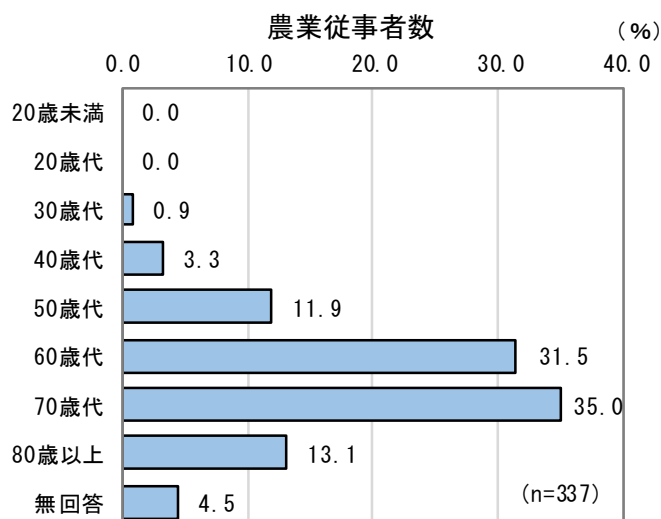
営農意欲の高い農家だけでなく、農地の維持により多様な機能を発揮する自給的な農家、さらには、地域住民を含めた3者を、都市農業の担い手として位置づけ、「産業としての持続的な発展(営農意欲の高い生産者を対象)、営農の継続による多様な機能の発揮と農地の活用(自給的な農家等を対象)、「農」のある暮らしづくり(地域住民を対象)」の3つの基本方向を定めました。

第2章 宝塚市の農業を取り巻く現状と課題

1 宝塚市の農業の現状と課題

(1) 農地の保全・有効活用及び担い手の確保

本市の農業従事者数を年代別にみると、60歳代以上が79.5%を占めており、高齢化が進んでいることがわかります。70歳代以上に限っても48.1%であり、いわゆる団塊の世代(昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)生まれ)が80歳代を迎える令和12年(2030年)には更なる農業従事者の減少が危惧され、後継者の確保・育成が課題です。



資料：「宝塚市農業振興計画」策定に関するアンケート調査結果報告書

本市の農地と生産緑地は減少傾向で推移し、遊休農地^{*16}面積は増加傾向にあります。令和2年度(2020年度)で、農地面積は420.94ha、生産緑地面積は69.72ha、遊休農地面積は4.56haとなっています(農地面積と遊休農地面積は令和2年(2020年)4月1日時点、生産緑地面積は同年12月時点)。

農地面積と遊休農地面積の推移

(単位：ha)

	農地面積			遊休農地面積		
		市街化調整区域	市街化区域(内生産緑地)		市街化調整区域	市街化区域
平成17年	406.52	274.81	131.71(87.36)	6.80	4.24	2.56
平成22年	370.09	252.33	117.76(81.49)	4.10	2.27	1.83
平成27年	411.05	303.36	107.69(74.97)	3.60	2.17	1.43
平成28年	438.00	333.07	104.93(73.51)	3.90	2.17	1.73
平成29年	428.24	327.76	100.48(72.54)	1.47	0.33	1.14
平成30年	425.31	325.92	99.39(71.38)	2.98	1.80	1.18
平成31年	423.56	326.84	96.72(70.76)	3.51	2.21	1.30
令和2年	420.94	324.63	95.12(69.72)	4.56	3.21	1.35

資料：市農業委員会調べ、市都市計画資料(各年11月または12月の市告示)

※農地面積及び遊休農地面積は、各年4月1日現在

^{*16} 遊休農地とは、農地法によって定められた、現在そして将来的に耕作の見込みがない農地のことです。

農林業センサスによると、平成27年(2015年)に本市の総農家598戸のうち、販売農家は370戸(61.9%)、自給的農家は228戸(38.1%)です。販売農家が減少する一方で、平成17年(2015年)以降は専業農家及び第一種兼業農家は増加傾向にあります。

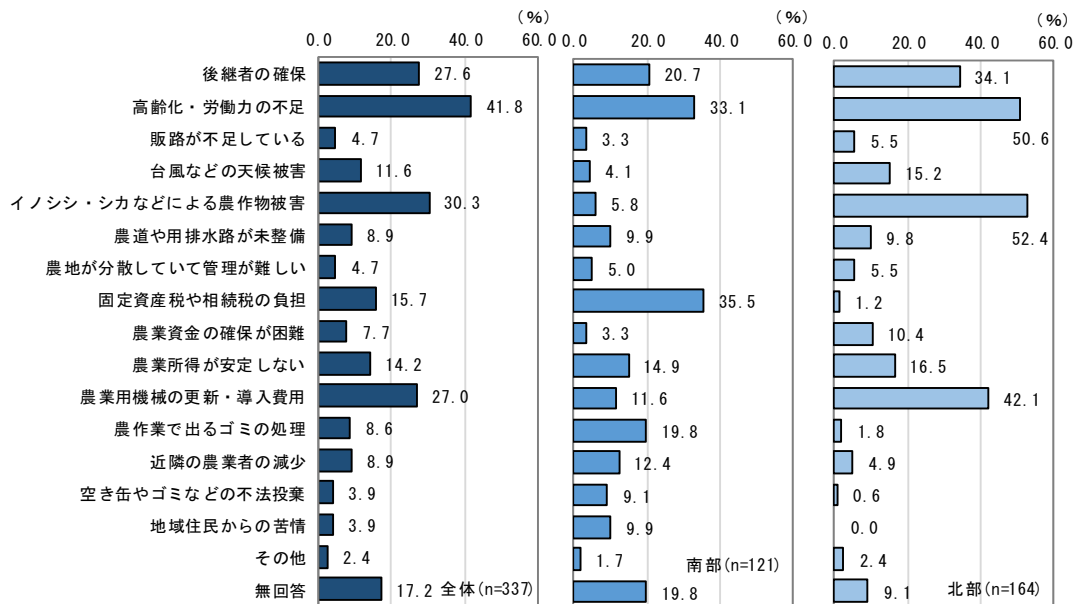
専業別農家の推移

	総農家	販売農家*18	専業農家*19	兼業農家*20		自給的農家*17
				第一種*21	第二種*22	
平成12年	751戸	534戸	77戸	67戸	390戸	217戸
	100.0%	71.1%	10.3%	8.9%	51.9%	28.9%
平成17年	702戸	452戸	71戸	48戸	333戸	250戸
	100.0%	64.4%	10.1%	6.8%	47.4%	35.6%
平成22年	677戸	418戸	70戸	52戸	296戸	259戸
	100.0%	61.7%	10.3%	7.7%	43.7%	38.3%
平成27年	598戸	370戸	76戸	55戸	239戸	228戸
	100.0%	61.9%	12.7%	9.2%	40.0%	38.1%

資料：農林業センサス

農業経営を行うにあたっての問題点は、「高齢化・労働力の不足」が最も多く41.8%、次いで「イノシシ・シカなどによる農作物被害」が30.3%、「後継者の確保」が27.6%となっています。また、農会*23の所属地域別でみると、南部では「固定資産税や相続税の負担」が最も多く35.5%、北部では「イノシシ・シカなどによる農作物被害」が最も多く52.4%となっています。

農業経営を行うにあたっての問題点（全体、農会の所属地域別）【3つまで選択可】



資料：「宝塚市農業振興計画」策定に関するアンケート調査結果報告書

*17 自給的農家とは、販売農家以外の農家のことです。

*18 販売農家とは、経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家のことです。

*19 専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家のことです。

*20 兼業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家のことです。

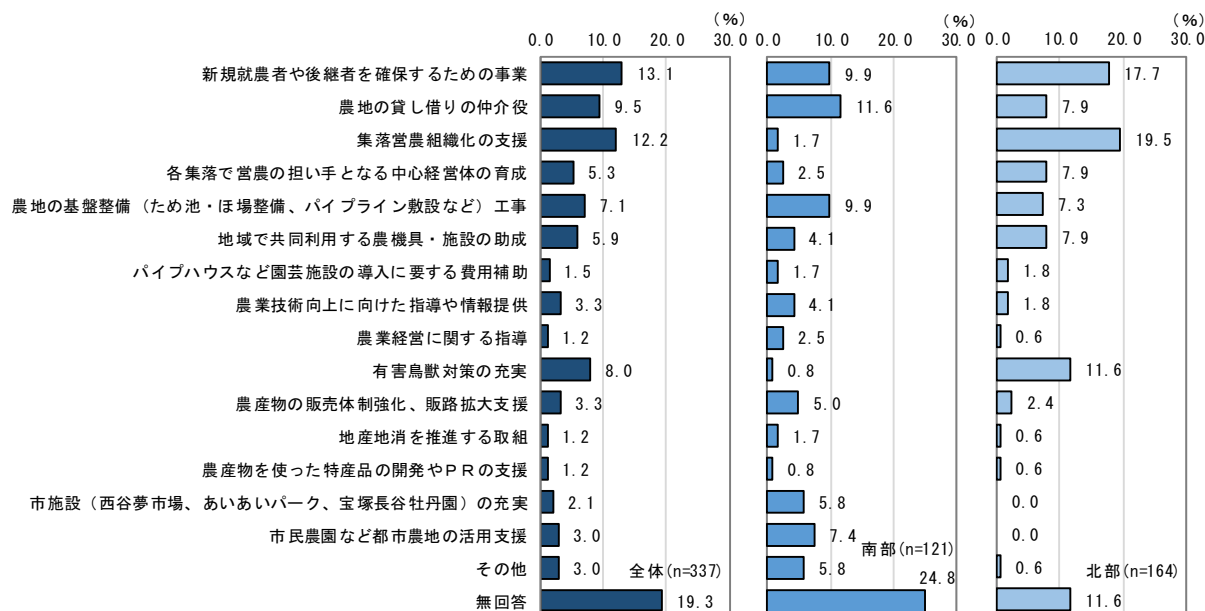
*21 第一種（兼業農家）とは、農業所得を主とする兼業農家のことです。

*22 第二種（兼業農家）とは、農業所得を従とする兼業農家のことです。

*23 農会とは、集落や大字を単位に、その地域の農業者や地主等によって組織される地縁的任意団体のことです。現在の法律には農会に関する規定は存在せず、集落における設置義務や農業者に対する加入義務などの法的拘束力はありません（過去、農会法によって組織された「農会」「農業会」とは本質を異にします）。

今後の農業施策で最も重視してほしいことについて、「新規就農者や後継者を確保するための事業」が最も多く 13.1%、次いで「集落営農組織^{*24}化の支援」が 12.2%、「農地の貸し借りの仲介役」が 9.5%となっています。また、農会の所属地域別でみると、南部では「農地の貸し借りの仲介役」が最も多く 11.6%、北部では「集落営農組織化の支援」が最も多く 19.5%となっています。

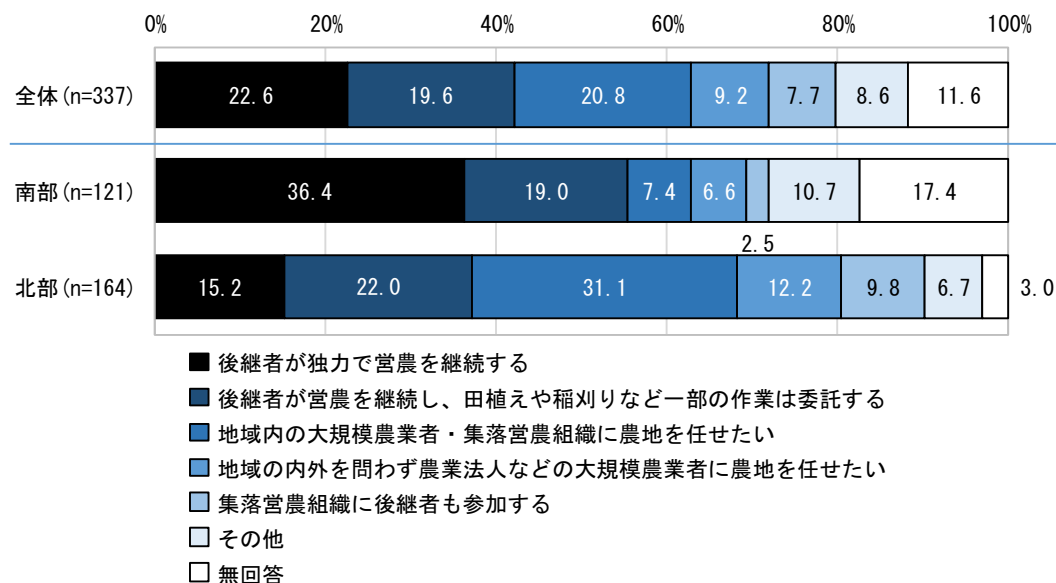
今後の農業施策で最も重視してほしいこと（全体、農会の所属地域別）【3つまで選択可】



資料：「宝塚市農業振興計画」策定に関するアンケート調査結果報告書

次世代の農業経営で望ましい姿について、農会の所属地域別でみると、南部では「後継者が独力で営農を継続する」が最も多く 36.4%、北部では「地域内の大規模農業者・集落営農組織に農地を任せたい」が最も多く 31.1%となっています。

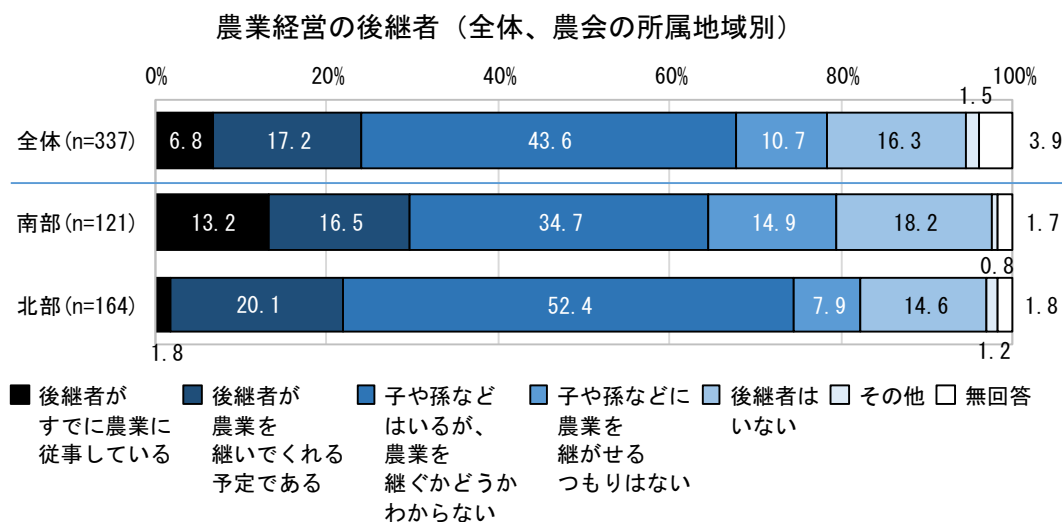
次世代の農業経営で望ましい姿（全体、農会の所属地域別）



資料：「宝塚市農業振興計画」策定に関するアンケート調査結果報告書

^{*24} 集落営農組織とは、集落など一定地域内で、農家が農業生産工程の全部または一部を共同して行う組織のことです。

農業経営の後継者について、農会の所屬地域別でみると、南部・北部ともに、「子や孫などはいるが、農業を継ぐかどうかわからない」が最も多く、南部が34.7%、北部が52.4%で、北部の方が17.7ポイント多くなっています。



資料：「宝塚市農業振興計画」策定に関するアンケート調査結果報告書

課 題

【南部】

- 生産緑地などの市街化区域の都市農地が減少しています。都市農地の価値を都市環境や景観、防災、水系保全など、幅広い視点で見直し、適切に保全・活用を図ることが求められています。
- 継続的に営農ができる経営の手法を検討する必要があります。

【北部】

- 農業後継者の不足が懸念されています。認定農業者^{*25}など地域農業の担い手をはじめとして兼業農家、非農家が協力し集落内の農地、農業用施設を守り、また担い手や後継者を確保する必要があります。
- 労働力の不足や耕作条件が悪いなどの理由で耕作されない農地が増加しています。不耕作地は周囲の農地に悪影響を及ぼすことから、これらの適切な管理が求められます。
- 有害鳥獣による農作物被害が継続的に発生し、生産意欲や農業所得の低下を招いています。被害対策を地域全体で行い、有害鳥獣被害を防止する必要があります。

^{*25} 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者のことです。地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができます。

(2) 安定した農業経営の確立

本市の人口は、平成 27 年(2015 年)から令和 12 年(2030 年)の 15 年間で 6.5%減少し、少子高齢化は一層進み、特に 75 歳以上は 61.3%増加すると推計されています。

中間農業地域^{*26}は、都市的地域^{*27}、平地農業地域^{*28}と比べて人口減少の進捗が著しく、集落人口の減少は集落での農業活動の低下につながるとされています(令和元年(2019 年)8 月「農村地区人口と農業集落の将来予測」(農林水産政策研究所))。中間農業地域に分類される北部地域は、南部地域と比べて一層の人口減少と営農活動への支障が懸念されます。

本市の人口推計

(単位：人)

	年少 0～14 歳	生産年齢 15～64 歳	高齢者 65 歳以上			合計
			65 歳以上	65 歳～74 歳	75 歳以上	
平成 27 年	29,750	133,622	61,531	33,074	28,457	224,903
令和 2 年	26,941	127,830	67,319	31,721	35,598	222,090
令和 7 年	23,965	122,735	70,208	26,547	43,661	216,908
令和 12 年	21,731	115,078	73,397	27,508	45,889	210,206
令和 17 年	19,993	104,721	77,895	32,054	45,841	202,609

資料：日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)年推計）(国立社会保障・人口問題研究所)

^{*26} 中間農業地域とは、農業地域類型区分による第 1 次分類の基準指標が、①耕地率 20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村、②耕地率 20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村。

^{*27} 都市的地域とは、農業地域類型区分による第 1 次分類の基準指標が、①可住地に占める DID 面積が 5%以上で、人口密度 500 人以上または DID 人口 2 万人以上の旧市区町村または市町村、②可住地に占める宅地等率が 60%以上で、人口密度 500 人以上の旧市区町村または市町村（ただし林野率 80%以上のものは除く）。

^{*28} 平地農業地域とは、農業地域類型区分による第 1 次分類の基準指標が、①耕地率 20%以上かつ林野率 50%未満の旧市区町村または市町村（ただし、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合）、②耕地率 20%以上かつ林野率 50%以上で、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 10%未満の旧市区町村または市町村。

農産物販売額は逡減しており、平成 17 年(2005 年)から平成 27 年(2015 年)の 10 年間で農家数も 14.8% 減少、農業経営は一層厳しくなっています。

本市の農業産出総額は 13 億 3 千万円(推計値)、算出額の多い順に乳用牛、花き、野菜、米、肉用牛です。南部では花き・植木の生産が盛んで、北部では土地利用型農業が盛んです。農業者の所得増大のためには、農産物の生産の効率化や品質向上に加え、他産業と連携して、6 次産業化^{*29}や農商工連携により地域資源に新たな価値を付加することも必要です。

農産物販売金額規模別経営体数

(単位：戸)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総農家数	751	702	677	598
自給的農家	217	250	259	228
販売農家	534	452	418	370
販売なし	87	116	94	77
50 万円未満	210	144	159	152
100 万円未満	83	67	60	59
200 万円未満	40	51	46	33
300 万円未満	32	20	17	13
500 万円未満	29	19	16	11
700 万円未満	16	10	7	7
1,000 万円未満	12	7	10	7
1,000 万円以上	25	18	9	11

資料：農林業センサス

農業産出額

(単位：千万円)

	米	雑穀・ まめ類	いも類	野菜	果実	花き	肉用牛	乳用牛	その他	合計
平成 27 年	18	2	2	24	2	28	4	41	12	133

資料：農林業センサス

^{*29} 6 次産業化とは、1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のことです。

農業者が耕作していない農地面積は増加し、農業従事者の後継者不足と高齢化に伴い耕作されない農地の更なる増加が危惧されます。

一方、農業と福祉が連携し、障害者をはじめ高齢者、就労に問題を抱える若者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する農福連携^{*30}の取組が注目されています。

本市においても農業団体等が障害者等を雇用し、営農規模の拡大や人手不足を解消している例が見受けられます。

(本市における農福連携の取組例)

- ・ ダリア球根出荷の袋詰め作業（佐曽利園芸組合）
- ・ 桑茶生産の請負（ジョブサポート希望（社会福祉法人希望の家））
- ・ 若者就労支援事業での就労体験としての農家の繁忙期支援（宝塚 NPO センター）

耕作していない農地面積

(単位：a)

	西谷地域（北部）	市街化区域（南部）	
		生産緑地	生産緑地以外
1 農家平均面積	4.75	0.62	0.44
合計面積	1,549.5	202.7	142.3

資料：「宝塚市農業振興計画」策定に関するアンケート調査結果報告書

今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を維持、成長していくためには、デジタル技術の活用により、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション^{*31}（農業 DX））を実現することが必要です。また、農家の所得の向上・地域内の循環を図るためには、地域資源を活用したバイオマス^{*32}やバイオガス^{*33}利用、営農型太陽光発電の導入等による再生可能エネルギーの活用を促進する必要があります。

^{*30} 農福連携は、障害者や高齢者などが農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。近年、農福連携の取組は、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や、高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるなど、相乗効果が期待されています。

^{*31} デジタルトランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）とは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することです。

^{*32} バイオマスとは、動植物に由来する有機性資源で、化石資源を除いたものをいいます。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源です。

^{*33} バイオガスとは、バイオマスが発酵したときに発生するガスのことで、ガス発電や調理ガスなどに利用されています。原料となるバイオマスは、排泄物、肥料、汚泥、ゴミなどです。

【全域】

- 収益性向上のため、異業種交流や 6 次産業化など農商工連携により地域資源に新たな価値を付加することが必要です。
- 農福連携等農地の新たな農地活用を検討する必要があります。
- 労働力不足への対応と農産物の高品質化のため、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション（農業 DX））を実現することが必要です。
- 再生可能エネルギーを導入し、所得向上を図ることで、農家が営農を継続できるようにすることが必要です。

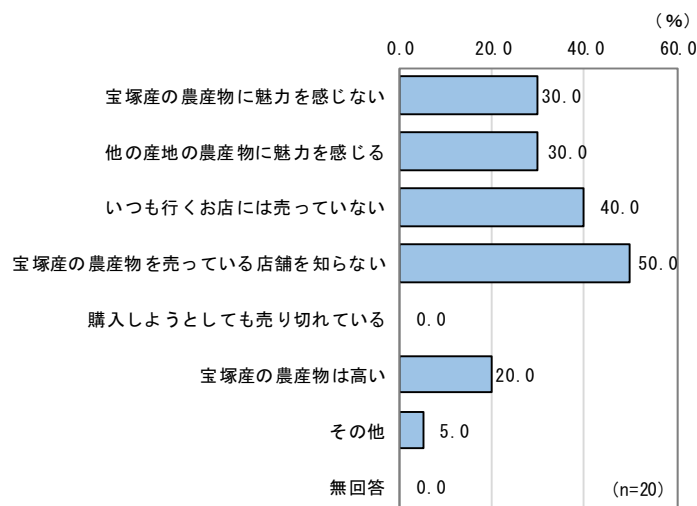
【北部】

- 北部地域の人口減少を食い止めることで農村を守り、担い手、兼業農家、非農家が協力して農地を守る必要があります。

(3) 農地・農業に対する市民の理解醸成

宝塚産の農産物を購入したことがない人に、購入したことがない主な理由について聞いたところ、「宝塚産の農産物を売っている店舗を知らない」が最も多く 50.0%、次いで「いつも行くお店には売っていない」が 40.0%、「宝塚産の農産物に魅力を感じない」と「他の産地の農産物に魅力を感じる」がそれぞれ 30.0%となっています。

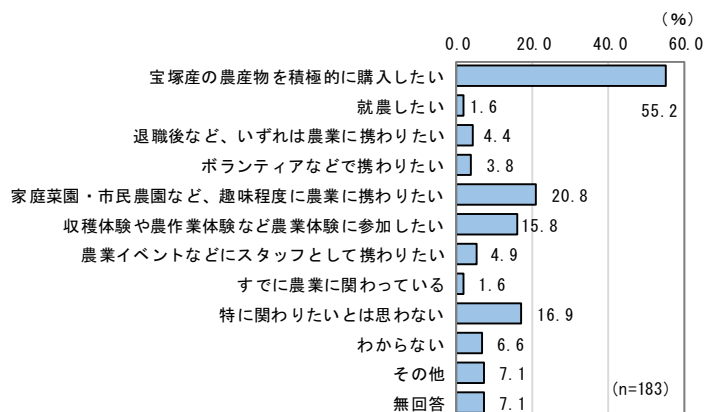
宝塚産の農産物を購入したことがない主な理由（全体）【郵送アンケート・複数回答】



資料：「宝塚市農業振興計画」策定に関するアンケート調査結果報告書

本市の農業にどのように関わりたいと思うかについて、「宝塚産の農産物を積極的に購入したい」が最も多く 55.2%、次いで「家庭菜園・市民農園など、趣味程度に農業に携わりたい」が 20.8%、「特に関わりたいとは思わない」が 16.9%となっています。

宝塚市の農業との関わり方（全体）【郵送アンケート・複数回答】

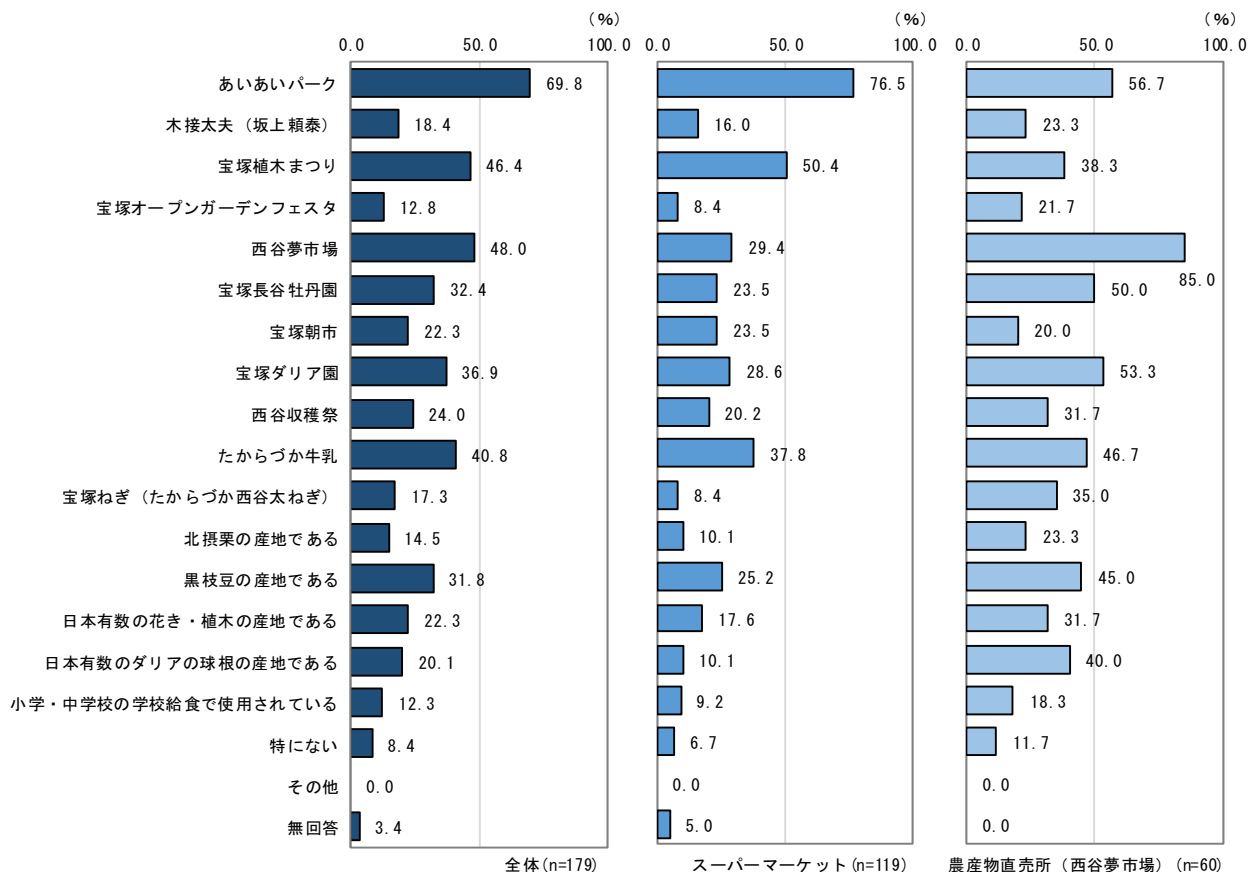


資料：「宝塚市農業振興計画」策定に関するアンケート調査結果報告書

本市の農業に関係することで知っていることについて、「あいあいパーク」が最も多く 69.8%、次いで「西谷夢市場」が 48.0%、「宝塚植木まつり」が 46.4%となっています。

また、調査場所別でみると、調査場所以外では、スーパーマーケット・農産物直売所（西谷夢市場）とともに「あいあいパーク」が最も多く、スーパーマーケットが 76.5%、農産物直売所（西谷夢市場）が 56.7%となっています。

宝塚市の農業に関係することで知っていること（全体、調査地点別）【対面アンケート・複数回答】



資料：「宝塚市農業振興計画」策定に関するアンケート調査結果報告書

課 題

【全域】

- 宝塚産農産物や園芸作物が購入できる場所の周知が不足しているため、宝塚産農産物及び園芸作物を購入できる場所を更に増やし、市民が宝塚産農産物及び園芸作物を購入する機会を増やすとともに周知に努める必要があります。
- 市民農園や収穫体験など、市民が「農」に触れる機会を増やす必要があります。
- 農業を継続させていくためには、食料の安定供給に農業が果たしている役割をはじめとして、農地の有する多面的機能や市民自身が土に触れる豊かな生活を知ってもらう必要があります。
- 農業振興施設や農業観光施設を更に市民に周知し、宝塚の「農」に対する市民の理解と意識を高め、推進していく施設となるよう、積極的な活用を図ることが必要です。
- 農業という生産面だけにとらわれることなく、「農」を通じて市民が交流し、楽しめる環境づくりを進め、「農」の文化を定着していくことが望まれます。

2 宝塚市の農業振興施設及び農業関連イベント

(1) 農業振興・農業観光施設



①宝塚ダリア園



②市立長谷牡丹園



③市立農業振興施設（西谷夢市場）



④市立宝塚園芸振興センター（あいあいパーク）



①宝塚ダリア園

宝塚市北部・上佐曽利地区は、全国有数のダリア球根の生産地です。

宝塚ダリア園では、約 300 種 10 万本のダリアを鑑賞し、ふれることができます。

ダリアは年に夏と秋に咲き、宝塚ダリア園は 7 月上旬から 8 月上旬と 10 月上旬から 11 月上旬に開園しています。令和 2 年度(2020 年度)の宝塚ダリア園の来園者数は 10,412 人で、前年の 6,128 人より増加しています。

令和 3 年(2021 年)4 月にダリアはすみれに続き 2 つ目の市花になり、その後の更なる産業振興が期待されます。

※宝塚ダリア園は佐曽利園芸組合（昭和 10 年(1935 年)創設）が運営する民間施設です。

②市立宝塚長谷牡丹園

約 1,000 年の歴史を誇る宝塚の花き・植木産業の中でも牡丹の歴史は古く、明和 3 年(1766 年)に福島県の須賀川へ牡丹の苗が送られ、また島根県の大根島へも薬用、観賞用牡丹として出荷されていました。

これらの歴史をうけ、全国の牡丹にゆかりのある地より、里帰り牡丹や文化交流を目的とした牡丹を提供してもらい、本市北部地域の長谷に市立宝塚長谷牡丹園を平成 13 年(2001 年)に整備しました。

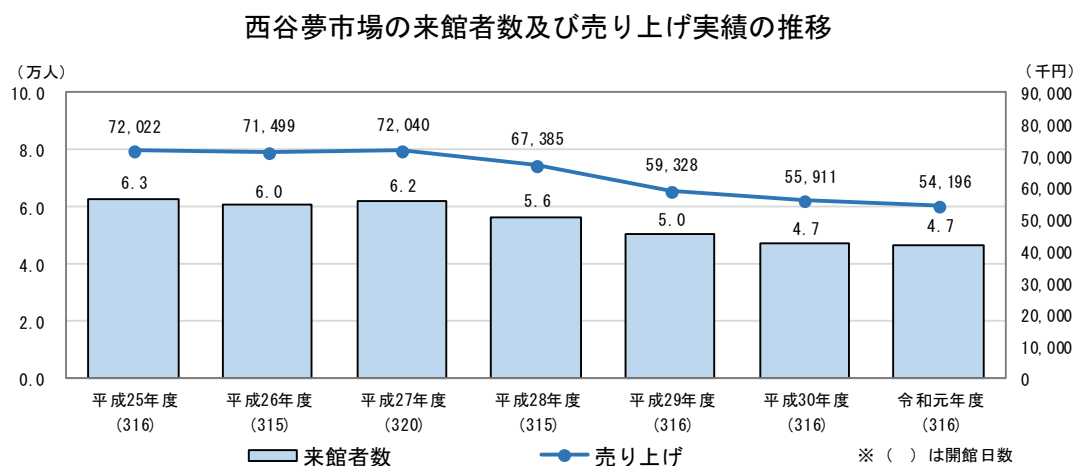
令和元年(2019 年)の市立宝塚長谷牡丹園の来場者は 5,816 人です（令和 2 年(2020 年)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉園）。

③市立農業振興施設（西谷夢市場）

西谷夢市場は、農産物等を通じて都市と農村の交流を促進するとともに、農業の振興と地域の活性化を図るために平成 17 年(2005 年)に開設されました。

宝塚ねぎ、黒大豆枝豆等をはじめとする宝塚の旬の特産野菜や新鮮な農産物、加工品を多数取り揃えています。

西谷夢市場の来館者数及び売り上げは、平成 27 年度(2015 年度)以降ともに減少傾向となっており、令和元年度(2019 年度)は、来館者数が 4.7 万人、売り上げが 54,196 千円となっています。



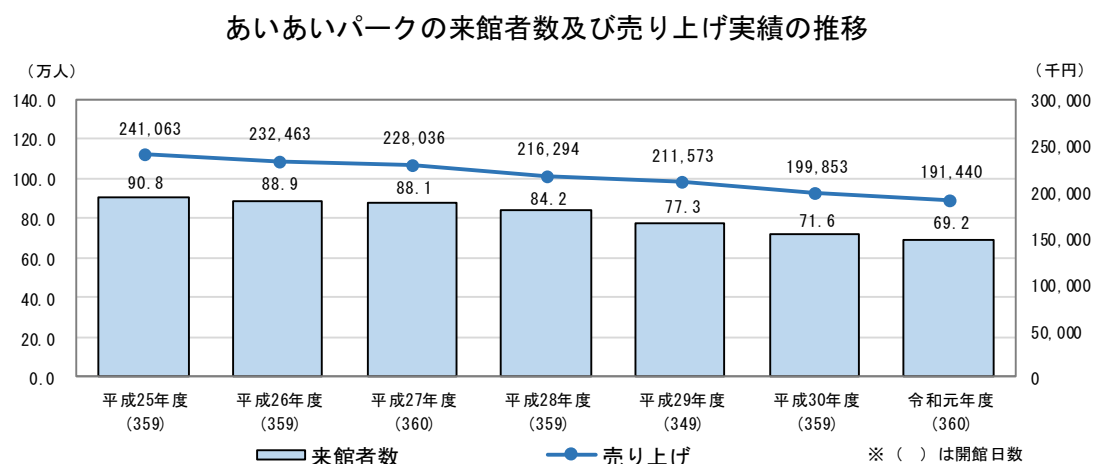
資料：農政課調べ

④ 市立宝塚園芸振興センター（あいあいパーク）

あいあいパークは、花と緑の情報発信ステーションとして、約 1,000 年の伝統を持ち、日本三大植木産地の一つである山本に平成 12 年(2000 年)4 月にオープンしました。

店内ではガーデニンググッズや生活雑貨の販売、お洒落なカフェの他、毎月さまざまなイベント、体験講座、フェアを行っています。

あいあいパークの来館者数及び売り上げは平成 25 年度(2013 年度)以降ともに減少傾向となっており、令和元年度(2020 年度)は来館者数が 69.2 万人、売り上げが 191,440 千円となっています。



資料：農政課調べ

課 題

- 各施設運営に関わる者の高齢化と後継者不足が浮き彫りになっており、施設の運営にも支障が生じる可能性があります。施設運営の後継者を確保する必要があります。
- 利用者が減少傾向にあるため、各施設の魅力発信や新たな顧客層を開拓する必要があります。

(2) 農業関連イベント

①宝塚植木まつり

山本新池公園で開催される園芸振興のイベントです。山本の地は1,000年の植木生産の歴史を誇るといわれており、市内の花き・植木事業者が季節の草花や木など約2万点を展示販売しています。

各種園芸用品の販売や新鮮野菜の即売、園芸の悩みをプロが解決する園芸相談会、ダリアのミニフラワーアレンジメント体験、接木技術を紹介する参加型イベントなどが行われます。



②宝塚オープンガーデンフェスタ

個人や事業者の方々が日ごろ丹精を込めて作りあげた約100のお庭が公開されます。季節に応じた花と緑を見学でき、ガーデニング愛好家の交流の場となっている人気の催しです。



③宝塚朝市

毎月第4日曜日（4月・12月除く）、市役所横の武庫川河川敷公園で、西谷の新鮮野菜や牛乳等を販売しています。消費者協会主催のガレージセールも同時に開催しており、多くの市民に親しまれる朝市です。

また、市立文化芸術センターのオープン以来、施設内および広場で西谷の新鮮野菜を販売しています。市立文化芸術センターの利用者や近隣住民の買い物客で賑わいます。



④西谷収穫祭

実りの秋を迎えてその収穫を祝い、都市住民との交流を図ることを目的に、10月下旬または11月上旬に、西谷ふれあい夢プラザ周辺で開催されています。

西谷の新鮮野菜・切花類・堆肥等の農産品や軽食等の販売を行っています。



課題

○顧客等が固定化して来場者は伸び悩んでいます。新たな顧客層の獲得に繋がるイベントや、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中においてふさわしい開催のあり方を検討する必要があります。

第3章 宝塚市の農業がめざす姿

1 農業の将来像

平成24年(2012年)3月に策定した第1次計画は、農家の営農経営の改善や担い手の育成といった支援策とともに、農業の大切さや魅力を広く市民に知ってもらう施策を掲げ、本市農業の将来像を『市民とともに「守り・育む宝塚の農」』としました。

策定より9年が経過する中で、本市の後継者不足をはじめ、農業を取り巻く環境は厳しさを増し、また都市農業振興基本法の施行により都市農業の継続と都市農地が有する多面的機能の発揮が求められています。

農業を取り巻く環境が大きく変動する中、引き続き本市農業の持続的発展に取り組み、併せて多くの市民が身近に「農」に触れることができる環境づくりを行う必要があることから、引き続き『市民とともに「守り・育む宝塚の農」』を本市農業がめざす将来像として掲げるとともに、新たなスローガン「^I愛 ^{KNOW}農 たからづか ～未来に続く宝塚の農業～」を掲げ、市民一人ひとりの農業への意識の醸成をめざすこととします。



本市の農業がめざす姿（将来像やスローガン）には、以下のような思いが込められています。

- ・「愛農」とは、身近に「農」と接し、「農」への愛着を持ってもらいたい。
- ・「I KNOW」とは、市民一人ひとりが積極的に農業や農地の多面的機能を知ってもらいたい。
- ・様々な世代や多くの人に、独自のスローガンを掲げて身近に感じてもらいたい。

今後は、この将来像やスローガンを西谷夢市場や市内量販店の宝塚産の野菜の販売コーナーに掲示するなど、宝塚農業、農産物の魅力のPRに努め、地産地消の推進を図ります。

2 計画の方向性

本計画では、以下に掲げる3つの方向性を掲げ、本市がめざす農業の将来像の実現に取り組みます。

計画の方向性1 農業の持続的な発展

農業者の後継者や担い手が不足により高齢化が進み、農家数の減少や維持困難な農地が増えています。次世代の農業者を確保し、安定的に営農が継続できる環境を整えます。

評価指標

- ・集落営農組織数
- ・農地集積率
- ・有害鳥獣による農作物被害額
- ・生産緑地面積（特定生産緑地へ継続した面積）
- ・都市農地の有効活用事例数
- ・農業産出額

計画の方向性2 地域資源を活用する農業の展開

経済活動が多様化し、農業を取り巻く環境が大きく変化しています。地域資源を活用して、農商工連携や異業種交流、農福連携、新技術の導入に取り組みます。

評価指標

- ・「農」に関する「モノ・コト・バ宝塚」選定資源数
- ・農福連携の事例件数

計画の方向性3 「農」に触れ「農」を知る機会の創出

ライフスタイルの変化や地産地消、食育の浸透により、市民にとって「農」は身近なものとなっています。しかし、本市の農業や農産物について、まだ知らない人も多くおり、農業を維持・発展させるためには、市民の理解は不可欠です。「農」について触れる機会を増やし、本市の農業への理解を深め、市民・農業者が「農」についての意識を共有することをめざします。

評価指標

- ・市民農園利用者数
- ・「農」に関する講習会等参加者数
- ・オープンガーデン参加庭主数

3 施策体系

農業の将来像 市民とともに「守り・育む宝塚の農」



第4章 農業振興策の展開

計画の方向性1 農業の持続的な発展

集落内の高齢化が進み、農業者の後継者確保が十分ではないため、農家数が減少し、維持困難な農地が増加しています。

また、労働力不足により農産物の生産量や販売額が減少しており、今後はこの状況が加速すると予想されます。担い手や後継者の確保を進める必要があります。

基本方針（1）次世代の担い手の確保

新規就農者の確保、後継者となる農家の育成、集落営農組織の立ち上げ・運営支援などにより次世代の多様な担い手を確保するとともに、農地の集積・集約化^{*34}に努めます。

施策① 担い手の確保

施策内容	○新規就農者の確保、認定農業者や認定新規就農者の育成、集落営農組織の立ち上げ及び運営の支援、企業参入のマッチングなど、地域農業の担い手の確保に取り組みます。
具体的取組	○新規就農者確保事業など若手農業者を呼び込む事業を継続して実施します。 ○行政と農業協同組合が協力し、担い手の栽培技術力の向上と集積性の高い営農をめざした指導を行います。 ○集落営農立上げに向けた集落座談会や勉強会、先進地視察等を実施します。

施策② 農地の集積・集約

施策内容	○集落内の話し合いに基づき、集落内の中心経営体や営農のあり方を明確化する人・農地プラン ^{*35} の策定を推進します。また、認定農業者をはじめとした担い手へ農地の集積・集約化を進め、農業経営の効率化と収益の向上を図ります。
具体的取組	○北部地域の集落ごとに人・農地プランの策定を推進します。北部地域の集落は、平野部と比べて営農条件が不利な中山間部への支援策である国の中山間地域等直接支払制度 ^{*36} の適用を受けて集落戦略を策定します。戦略策定に向けた集落内の話し合い等の機会も活用して、人・農地プランを検討します。 ○遊休農地の発生や農地の貸付希望の把握に努め、経営規模の拡大を希望する認定農業者等とのマッチングを強化します。農地の貸借にあたっては、安心して農地の貸し借りができるよう実施される農地中間管理事業 ^{*37} を活用するものとします。

^{*34} 農地の集積とは、農地を所有し、または借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することであり、農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいいます。

^{*35} 人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものです。

^{*36} 中山間地域等直接支払制度は、集落で5年間の活動を定めた協定を締結して行われる、農用地を守り、多面的機能を増進する活動に対して交付金が支払われるものです。

^{*37} 農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が、農地を貸したい者（出し手）から借り受け、できるだけまとまった形で担い手（受け手）に貸し付ける事業です。

施策③ 多様な人材の農業経営への参画

施策内容	○女性や若年層、定年就農者等、多様な人材の農業経営への参画を促し、併せて農産物加工品の開発等新たな経営視点を取り入れます。
具体的取組	○農業経営に携わる世帯員が、意欲とやり甲斐を持って農業経営に参画できる魅力的な農業経営をめざすための家族経営協定 ^{*38} を紹介します。 ○農機具、農業機械の安全利用講習会を開催します。 ○女性農業者交流会や農産物加工の実例紹介などの研修の場を提供します。

基本方針（２）地域に根づいた園芸（花き・植木）と農業（水稲・野菜・畜産）の推進

本市地場産業である園芸（花き・植木）産業を振興します。また西谷野菜や畜産、ダリアなど特色のある農産物の生産を促進します。

施策① 園芸（花き・植木）産業の更なる技術力の向上及び後継者の確保

施策内容	○栽培技術や経営改善に資する視察、研修等の機会を提供し、生産者の技術力の向上及び後継者の確保を支援し、本市の園芸技術を伝承します。
具体的取組	○宝塚園芸振興センターや各園芸振興団体が中心となり園芸事業者へ視察、研修の機会を提供します。 ○兵庫県・宝塚観賞植物品評会、ほ場共励会等を実施することで、事業者の意欲向上と技術力向上を図ります。 ○新規従事希望者と技術指導ができる事業者とのマッチングを支援します。

施策② 次世代の園芸（花き・植木）産業の検討

施策内容	○豊富な人材や高い技術力、そして大都市圏に近接する立地条件を生かして、花き・植木の産地から流通拠点への転換など次世代の園芸（花き・植木）産業のあり方を検討します。
具体的取組	○園芸事業者との継続的な対話により園芸産業のあり方を検討し、向かうべき方向性を見定めます。流通拠点への転換にあたっては、山本総合園芸流通センターの活用方法を検討します。

^{*38} 家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

施策③ 特色ある農畜産物生産の促進

施策内容	○花き・植木や西谷野菜、畜産、ダリア栽培など特色ある農畜産物の生産を促進します。
具体的取組	○設備投資や事業拡大のため、農業者が国、県の助成制度を活用しようとする取組を支援するとともに、独自の支援策を検討します。 ○品質向上や収量の増加のため、県農業改良普及センター等の指導を活用します。 ○「ひょうご安心ブランド」農産物などの認証取得を支援します。 ○安定的な経営するため農業者の共済制度への加入を推進します。

施策④ 水稻の安定的な生産

施策内容	○需要に応じた水稻の作付けを行うとともに、多様な消費者ニーズに応える安全・安心な米づくり及びブランド米の生産を推進します。
具体的取組	○国、県が示す需要見込に基づく水稻の作付けをします。

基本方針（３）農地や農業用施設の適正な維持管理

農地や農業用施設の適切な維持管理に努めるとともに、生産効率の向上と甚大化する自然災害防止のため、更なる基盤整備を検討します。

施策① 農地、農業用施設の維持・管理体制の構築を支援

施策内容	○農地や農業用水路、ため池など生産基盤の適切な維持・管理に努めます。
具体的取組	○多面的機能支払交付金 ^{*39} 、中山間地等直接支払制度を適切かつ効率的に運用します。 ○国、県の補助制度の情報収集し、各集落に周知します。

施策② 農業生産を支える農地や農業用施設の整備を改善検討

施策内容	○農業の競争力強化に向け、ほ場の大区画化や開水路のパイプライン化などの整備を検討します。
具体的取組	○農地中間管理機構関連農地整備事業 ^{*40} など、農業者の負担を抑えたほ場整備事業 ^{*41} や用排水路整備事業などを検討します。

^{*39} 多面的機能支払交付金は、農業や農村が持つ多面的な機能の維持や、機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された助成金制度です。農村の過疎や農業従事者の減少を受けて、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援してくれます。

^{*40} 農地中間管理機構関連農地整備事業は、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

^{*41} ほ場整備事業（土地改良事業）は、農地の区画の規模や形状の変更、また、用排水路や農道を整備することにより、耕作放棄地の解消や発生を防止し、地域農業の担い手経営を合理化させることで、農業振興を基にした地域の活性化を図る事業です。

基本方針（４）有害鳥獣による農作物被害の防止

行政と住民が連携してイノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物の被害を防止し、営農意欲の低下を防ぎます。

施策① 地域と連携した有害鳥獣被害防止対策

施策内容	○地域住民が主体となった有害鳥獣の捕獲や適切な防護柵の設置・管理を推進します。
具体的取組	○有害鳥獣による被害を防止する対策に関する研修会を開催します。 ○有害鳥獣の侵入を防止する柵などの資材の貸与または費用助成により支援します。 ○有害鳥獣による被害状況や生息場所や農家を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、集落や農会を対象に被害対策を助言します。

施策② 地域への狩猟免許取得の推進、狩猟者への支援

施策内容	○農業者をはじめ地域住民の狩猟免許取得を推進し、狩猟免許取得者への支援を行います。
具体的取組	○狩猟免許取得に要する費用や捕獲資材の購入費用を助成します。

基本方針（５）都市農業の振興

都市農地の保全と活用を促進し、都市農地の持つ多面的な機能（景観・交流・食育・教育・地産地消・環境・防災・福祉）を発揮できるように取り組みます。

施策① 都市農業の振興のための制度周知および都市農地の有効活用

施策内容	○都市農地を保全するための法律や制度を農地所有者に周知するとともに、高収益化と農地を有効活用する取組を進めます。
具体的取組	○生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律を周知します。 ○都市農地で生産される主たる農産物である花き・植木を振興します。 ○高付加価値化をめざす意欲ある農家の取組を支援します。 ○市民農園はもとより農福連携、自治会や NPO 等の管理によるコミュニティ型農園など都市農地の新たな活用方法を提案します。 ○遊休農地の発生や農地の貸付希望の把握に努め、借受希望者とのマッチングを強化します。 ○都市農地にはそもそも延焼防止等の防災機能があるが、一次避難場所等、防災用地としての可能性の研究を行います。

計画の方向性2 農業の新たな価値創出の推進

人口減少時代にあつて、北部地域では都市部に比べて著しく人口が減少し、これまでの集落の活動にも支障が出ています。

また、経済活動の多様化により農業を取り巻く環境は大きく変化し、状況に応じた柔軟な対応が求められています。異業種と連携し、地域資源を活用する新たな農業の展開が求められます。

基本方針（6）「農」を支える交流や農村への移住・定住等の促進

後継者の帰農や就農希望者はもとより、都市農村交流に取り組み、農村での生活希望者を積極的に受け入れ、農村への移住・定住を促進します。

施策① 農村集落活性化の促進

施策内容	○農業の継続には農村の存続が必要であるとの認識のもと、若年層の帰農はもとより域外からの就農希望者や農村での生活希望者も積極的に受け入れて、地域の活性化をめざします。
具体的取組	○北部地域住民と協働するとともに他施策との連携により、地域外からの移住者・定住者の受け入れを促進します。 ○就農体験や農泊などグリーンツーリズム ^{*42} に取り組み、都市住民が「ゆとり」と「やすらぎ」を体験する機会を提供することで移住・定住等を促します。

基本方針（7）農商工連携や異業種交流の取組の推進

農産物の特産品・加工品の開発と販売の促進に向けて、開発支援をはじめ、販路の確保、商工業者との連携、異業種交流を活性化します。

施策① 「モノ・コト・宝塚」をはじめとする宝塚ブランドの推進

施策内容	○農産品及び加工品をブランド化しようとする農業者等の取組を進め、既存の農産品等についても、インターネットやSNS ^{*43} など多様なツールを用いてPRし、販路を拡大します。
具体的取組	○意欲ある農業者の活動や農産物、加工品等の「モノ・コト・宝塚 ^{*44} 」、「宝塚 花の里・西谷」、「阪神アグリな 100 Spot・Food・Person ^{*45} 」への登録を支援します。

^{*42} グリーンツーリズムとは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

^{*43} SNS（Social Networking Service）とは、インターネットを通じ、登録者同士が交流することを目的としたサービスのことで、趣味、職業、居住地域等を同じくする登録者同士のコミュニケーションを可能にしています。

^{*44} 宝塚らしい価値ある「モノ（物）」「コト（事）」「バ（場）」を広く募集して、宝塚ブランド「モノ・コト・宝塚」として選定、市内外へ広く情報発信することで、まちの魅力を高め、市の活性化をめざすものです。

^{*45} 阪神地域の農や食に関わるスポット（場所）、フード（もの）、パーソン（人）を選定し、阪神アグリな 100 Spot・Food・Personとして情報発信することで、消費者、生産者、関連業者とともに阪神地域の都市近郊農業を盛り上げていくことをめざすものです。

施策② 異業種交流の推進

施策内容	○農業者や園芸（花き・植木）事業者と異業種の事業者が交流し、商品の開発や既存商品の販路拡大をめざします。
具体的取組	○異業種交流により新たな価値の創造が期待されます。農業者等が商工業者をはじめ、異業種の事業者と交流する機会を創出します。

施策③ 6次産業化の推進

施策内容	○農業者が加工、流通、販売まで主体的に関わる6次産業への取組を支援し、農業者の所得向上をめざします。
具体的取組	○6次産業化をめざす農業者には、実現に向けて相談に応じるほか、施設整備に要する費用を補助する国の助成制度を紹介します。

基本方針（8）農地の新たな活用の取組

市民農園や農福連携など、農地の新たな活用を積極的に提案します。

施策① 市民農園開設の支援

施策内容	○市民農園の開設を希望する土地所有者に市民農園の開設支援を行います。
具体的取組	○自力での農地維持が困難になった農地や不耕作農地の土地所有者に、市民農園の開設を提案し、開設を希望する土地所有者には開設手続を支援します。

施策② 農福連携の推進

施策内容	○農業と福祉が連携し、障害者、高齢者、若者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者、高齢者、若者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である農福連携の取組を推進します。
具体的取組	○障害者の賃金の向上や身体面・精神面に与える好影響をはじめ、高齢者の生きがいづくりや若者の就労体験など、農福連携の可能性は幅広く、先進事例の情報を収集して農業者や福祉団体等へ紹介します。 ○農業分野と福祉分野が相互にメリットのある関係を構築できるよう、事業者間のマッチングを促進します。

基本方針（９）新技術の導入の推進

ロボット技術や ICT^{*46}を活用したスマート農業の導入を検討します。

また、農業経営への再生可能エネルギー導入を検討します。

施策① スマート農業の導入検討

施策内容	○ロボット技術や ICT を活用したスマート農業の導入を検討します。
具体的取組	○農業者の高齢化や労働力不足に対応し、また、データの活用による生産物の品質向上をめざして、ロボット技術やスマート農業の導入に対する先進事例の情報収集を行うなどの検討を進めます。

施策② 再生可能エネルギーの導入検討

施策内容	○農村の所得の向上と地域内の経済循環を図るため、営農型太陽光発電や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を検討します。
具体的取組	○営農型太陽光発電や家畜排せつ物や木質などを利用したバイオマスやバイオガス利用の実現性や採算性を検討します。

^{*46} ICT（Information and Communication Technology）とは、通信技術を活用したコミュニケーション技術のことです。単なる情報処理にとどまらず、インターネットのような通信技術を利用した情報や知識を共有することを指し、IT（Information Technology）に代わる言葉として使われています。

計画の方向性3 「農」に触れ「農」を知る機会の創出

農業が食料の安定供給の基盤であることはもちろん、農地が多面的機能を有することを市民へ啓発するとともに、市民が直接花や緑そして土に触れることができる機会を創出します。

基本方針（10）「農」と触れる機会の創出

農業体験を提供して、市民が「農」と触れる機会を創出します。

施策① 「農」に触れる体験推進

施策内容	○農家の営農を支援する農業サポート事業や市民農園をはじめとした農業体験を推進します。
具体的取組	○労働力が不足する農家と「農」に携わりたい市民をマッチングする農業サポート事業等を実施します。 ○身近な「農」である市民農園を周知するとともに、市民農園開設を支援します。 ○収穫体験や農作業等の体験講座を開催します。

基本方針（11）「農」を知る機会の創出

食育などの講習会の開催や、地産地消の取組強化、都市農地の有する多面的機能（景観・交流・食育・教育・地産地消・環境・防災）の周知により農に関する啓発に努めます。

施策① 食育の推進

施策内容	○学校給食での地域農産物の提供や農業者が学校等で出前授業を行うことで、本市の農業や「食と自然の恵み」の大切さを子どもにも伝える取組を行います。 ○食育推進の目的で開催する講座や料理教室等において、地元農産物への愛着や安心感を高め、「食と自然の恵み」の大切さを啓発します。
具体的取組	○地産食材を使った学校給食を通じて食育を実施します。 ○生産者が「食と自然の恵み」の大切さを伝える食育の授業や講習会を開催します。 ○食育推進関係者による講座や地産食材を使った料理教室を開催します。

施策②**地産地消の推進**

施策内容	○地域で生産された作物を地域で消費する「地産地消」の推進に向けて、市内で生産された農産物が入手しやすく、学校給食・地元レストランなどへの提供や朝市などの開催を推進します。 ○市内産農産物を販売する西谷夢市場や量販店等を周知するとともに、朝市を開催して市民が市内農産物を入手しやすい環境づくりに努めます。 ○市内産農産物を使った学校給食の提供機会の創出に努めます。
具体的取組	○地域で生産された作物を地域で消費する「地産地消」の取組を推進するため、市内で生産された野菜や畜産物、加工品などの学校給食・地元レストランなどへの提供や朝市などの開催を推進します。 ○農家と地元飲食店が交流し、「地産地消」をPRするイベントの開催について検討します。 ○農業者は学校給食への食材供給に努めます。 ○学校給食で地場産を使用した新メニューの開発に努めます。 ○南部地域での朝市の開催支援に努めます。

施策③**多面的機能を持つ都市農業への参画推進**

施策内容	○都市農地は、市民が身近に「農」に親しみ、「農」を知る場であるとともに、都市にある貴重な緑地空間でもあります。都市農地が有する多面的機能を周知し、都市農業への理解を深めていただくとともに、都市農業への参画を進めます。
具体的取組	○都市住民の都市農地や農業への理解の醸成のための啓発活動に努めます。 ○都市農地所有者は、ゴミの不法投棄や農作物の盗難などで困っている状況を市民に理解してもらうための取組を推進します。 ○良好な景観の形成に向けての農地管理として不耕作地における、農業体験・学習、交流の場としての体験圃場の開設に努めます。

基本方針（12）「花き・植木」に触れ、知る機会の創出

あいあいパーク並びに事業者と連携し、園芸の魅力を発信します。

また、南部地域の花き・植木並びに北部地域のダリアと牡丹の魅力とその歴史を市民に普及啓発します。

施策① 接木技術の周知及び花き・植木の魅力の発信

施策内容	○園芸（花き・植木）産業が本市地場産業であることを背景に、市民がより花と緑に触れることができる環境と機会を創出します。 ○平成 28 年(2016 年)12 月宝塚市特別名誉市民に認定された、坂上頼泰公により接ぎ木の技術が発明されたことを市内外へ PR し、本市園芸（花き・植木）産業への興味関心を高めます。 ○日本有数の球根生産量を誇る本市ダリア産業が更なる発展を遂げ、また市民により一層愛される花となるよう取り組みます。 ○全国からの里帰り牡丹を鑑賞できる市立宝塚長谷牡丹園で、牡丹と芍薬の魅力と本市の園芸産業の歴史を伝えます。
具体的取組	○宝塚植木まつりを通じて、園芸（花き・植木）産業をより身近に感じてもらうとともに、園芸の魅力発信に努めます。 ○市内小学校を中心に接ぎ木術の学習会を開催し、植木産業への興味と宝塚への愛着を育みます。 ○ダリア産業を担い、支える人材を育成する取組を進めます。また、ダリアの花飾り等を通じたダリアの普及活動を実施します。 ○牡丹の増殖等により園の魅力を増進し、北部地域の観光農業施設である市立宝塚長谷牡丹園の集客力を高めます。

施策② 市民緑化活動の推進・オープンガーデン普及活動による園芸（花き・植木）に関する資材や種苗、園芸用土などの消費の拡大

施策内容	○宝塚オープンガーデンフェスタへの参加庭主数と来場者数の増加を図ります。 ○オープンガーデンフェスタの開催やガーデンマスターによる普及活動等を通じて市民が花と緑を身近に感じられる取組を推進します。
具体的取組	○ガーデンマスターによる園芸講座を開催するなど、市民レベルの活動により園芸愛好者の増加をめざします。 ○庭園だけではなくミニチュアチガーデン等、多様な参加方法がある点を発信し参加者の新たな層を開拓します。 ○前期後期開催を設けたように、今後も効果的な事業のあり方をあいあいパークやガーデンマスターとともに研究します。 ○春の宝塚植木まつり等と連携し、園芸（花き・植木）に関する消費を促します。

基本方針（13）地域の特性を生かした観光農業の活性化

あいあいパークをはじめ、西谷夢市場、市立宝塚長谷牡丹園、宝塚ダリア園などの施設や各農園で行われているいちご狩りや芋ほりなど、季節ごとに実施されるイベントにより誘客を図ります。

施策① あいあいパークとの連携

施策内容	○園芸（花き・植木）に関する講座やイベントを市とあいあいパークが連携して実施し、市民が園芸の魅力を身近に感じられる機会を創出します。 ○住宅事情の変化により庭のない住宅が増加している中で、集合住宅に居住する世帯に合わせた園芸の楽しみ方を提案します。
具体的取組	○季節に応じた園芸フェアの開催や充実した品揃えにより施設の魅力増進を図り、インターネットや SNS による宣伝活動に努めます。 ○カルチャー教室や喫茶部門を含めた施設全体の魅力増進を図ります。

施策② 西谷夢市場、宝塚北サービスエリアの活用

施策内容	○地場産の農産物等を通じて、都市と農村との相互交流を推進するため、西谷夢市場及び宝塚北サービスエリアを活用し、地域農業の情報発信や地域農産物や特産物の販売を通じて、都市部在住者の宝塚市産農産物等への愛着醸成を図ります。 ○西谷夢市場内の加工施設を活用し、地域農産物を使用した加工品の開発及び製造を促します。
具体的取組	○農産物の充実やイベントの開催等により西谷夢市場の魅力増進を図り、インターネットや SNS による宣伝活動に努めます。 ○出張販売や施設間連携など新たな顧客獲得に努めます。

施策③ 長谷牡丹園の魅力増進

施策内容	○全国 13 地域から里帰りした牡丹の記念施設として設置した市立宝塚長谷牡丹園の魅力増進と都市住民に向けた魅力発信を図ることで、集客力の高い施設展開を行い、西谷地域の活性化をめざします。
具体的取組	○牡丹や芍薬の増殖等により施設の魅力増進を図り、インターネットや SNS による宣伝活動に努めます。 ○牡丹栽培先進地から指導者を招へいして、牡丹の栽培技術の向上を図ります。

施策④**市内各施設等との連携**

施策内容	○宝塚北サービスエリア、南部に位置する文化芸術センターなどを活用し、宝塚の農業・園芸（花き・植木）産業の情報を発信します。
具体的取組	○宝塚北サービスエリアや文化芸術センターをはじめとする市内施設を利用した情報発信やインターネット・SNS による宣伝活動に努めます。 ○出張販売や施設間連携など新たな顧客獲得に向けたイベントの開催を行います。 ○市民と行うダリア花飾りや特産品開発などダリアを活用した取組の支援・周知を推進します。

第5章 計画推進にあたって

1 計画推進にあたっての各主体の役割

本計画を推進していくためには、まず農業者が主役となって農業を続けていくことが重要であり、そのためには行政、市民、農業者がそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。

このため、農業者同士の連携、消費者を含めた地域での連携、市全体における連携という情報共有ができるよう、交流の機会の充実を図るとともに、各関係者が可能な限り情報発信を続けることをめざします。

（１）農業者に期待される役割

- 消費者ニーズを踏まえ、安全で安心できる食料となる農産物を供給します。
- 農地の多面的な機能を再確認し、維持・保全に努めます。
- 市民の農業、「農」への参加に必要な情報や技術等を伝えます。
- 生産物の付加価値を創出します。

（２）JA 兵庫六甲等関連団体に期待される役割

- 地域の農業者の生産活動や生活を支援します。
- 農業者の活動をより効率的・効果的に進めるための支援を行います。
- 消費者と農業者の双方から信頼されるコーディネーターとして機能するよう取り組みます。

（３）市民に期待される役割

- 本市の農業を理解し、農業者とともに農地の活用・保全に努めます。
- 「地産地消」の観点から、本市で生産される農産物・加工品に注目し、優先的に購入することを検討します。
- 本市の農業を守り育む主役の一人となります。
- 本市の食と「農」の活性化のパートナーとなります。

（４）行政の役割

- 本計画に掲げる施策を関係機関との協働のもと、計画的に推進します。
- 農地活用や「地産地消」に関わる農業者と市民のコーディネーターの役割を担います。
- 本市の「農」、農業、農産物等の情報を、市内外に積極的にPRします。
- 関係行政機関が連携し、具体的な施策推進に関する助言・支援・協力を行います。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたって、本市を取り巻く社会情勢や財政状況等を勘案しながら施策を実施していきます。

また、各年度において計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCA サイクル^{*47}を繰り返しながら、計画の推進を図っていきます。

計画期間は令和12年度(2030年度)までの10年間となりますが、適宜必要に応じて見直しを行います。

下表のとおり指標を設定し、各年度状況の点検・評価を行いながら計画の推進を図ります。

評価指標

計画の方向性	指標	現況値 (令和2年)	目標値 (10年後)
農業の持続的な発展	集落営農組織数	5 組織	10 組織
	農地集積率	7.15%	21.60%
	有害鳥獣による農作物被害額	4,349 千円 (令和元年度)	3,500 千円
	生産緑地面積 (特定生産緑地へ継続した面積)	69.72ha	42.92ha
	都市農地の有効活用事例数	10 件	50 件
	農業産出額	138 千万円 (平成30年度)	148 千万円
農業の新たな価値創造 の推進	「農」に関する「モノ・コト・バ宝塚」 選定資源数	29 資源	50 資源
	農福連携の事例件数	5 件	50 件
「農」に触れ「農」を 知る機会の創出	市民農園利用者数	577 人	800 人
	「農」に関する講習会等参加者数	1,377 人 (令和元年度)	1,400 人
	オープンガーデン参加庭園主	95 人 (令和元年度)	150 人

^{*47} PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念のことです。

参考資料

1 宝塚市農業振興計画策定委員会規則

宝塚市農業振興計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）第2条の規定に基づき、宝塚市農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、宝塚市農業振興計画の策定について調査審議し、答申するものとする。

(組織及び任期)

第3条 委員会の委員は、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

3 委員の任期は、委嘱の日から最終答申を提出する日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第6条 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、農政課で行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

2 宝塚市農業振興計画策定委員会委員名簿

宝塚市農業振興計画策定委員会 委員名簿					【敬称略】
		N o	団体名等	役職	氏名
◎	知識経験者	1	公立大学法人兵庫県立大学 環境人間学部	教授	三宅 康成
○	市長が適当と認める者	2	公益社団法人 兵庫みどり公社 農地活性部	部長	河田 忠紀
		3	女性農業者	－	辰巳 真由美
	市内の公共的団体等の代表者	4	西谷農会長会	会長	福田 俊治
		5	宝塚市農会連合会	会長	尾崎 進夫
		6	宝塚市花き園芸協会	理事	阪上 雅信
		7	宝塚いずみ会	会長	岡橋 禮子
		8	兵庫六甲農業協同組合 農業青年会議所宝塚支部	部会長	森脇 宏文
		9	兵庫六甲農業協同組合 宝塚営農支援センター	センター長	日野尾 康行
	関係行政機関の職員	10	兵庫県 阪神北県民局 阪神農林振興事務所	副所長	三原 香奈子
	公募による市民	11	市民公募	－	枝川 大輔
		12	市民公募	－	松前 克明
◎:委員長 ○:委員長職務代理者					

3 計画策定の経過

第1回	令和元年（2019年）10月7日開催
議事内容	・ 第2次宝塚市農業振興計画の策定について ・ 第1次宝塚市農業振興計画について ・ アンケート調査の実施について
第2回	令和元年（2019年）12月23日開催
議事内容	・ 農業を取り巻く現状について ・ アンケート調査の結果と分析について ・ 宝塚市の農業の課題整理について
第3回	令和2年（2020年）2月6日開催
議事内容	・ 宝塚市の農業の課題について ・ 宝塚市農業振興に向けて取組む施策について
第4回	令和2年（2020年）5月27日（書面開催）
議事内容	・ 農業振興に向けての施策等一覧について
第5回	令和2年（2020年）12月25日
議事内容	・ 宝塚市農業振興計画（素案）について ・ 宝塚市の農業がめざす姿について
第6回	令和3年（2021年）3月29日
議事内容	・ 宝塚市農業振興計画（案）について

4 ひょうご農林水産ビジョン 2030（一部抜粋）

「ひょうご農林水産ビジョン」は、「21 世紀兵庫長期ビジョン」の農林水産業・農山漁村に関わる分野別ビジョンとして、本県の農林水産業・農山漁村に関する各種施策の基本となる計画であり、全ての県民の食と「農」に関する行動指針となるべきものです。

- 本県農林水産行政推進の基本となる計画的かつ総合的な指針
- 農林水産業従事者のみならず、農山漁村や都市で暮らす人々などの県民、さらにインバウンドによる観光旅行者等、本県の食と「農」に関わるすべての人々を対象とした行動指針

5 産業振興ビジョン等位置づけ（2 ページ再掲）

産業振興ビジョンの位置づけ

